

農地の相続が発生した時に

については次頁参照

1 相続により農地の権利を取得した場合

農地法第 3 条の届出が必要です。相続発生日から 10 か月以内に農業委員会にお届けください。なお、法定相続人でない方が遺贈により権利を取得する場合は、届出ではなく農地法第 3 条の許可が必要となります。

2 相続税の納税猶予^(1)を受ける場合

生産緑地^(2)に指定されている農地は、相続税の納税猶予制度を受けることができます。納税猶予制度の適用を受けると、適用を受けた農地については終生営農を義務付けられますが、営農している間は納税を猶予されます。

納税猶予制度を受ける場合は、相続税の申告期限(相続発生日から 10 か月以内)までに農業委員会が証明する適格者証明^(3)を取得ください。

3 相続した農地を転用^(4)する場合

(1) 宅地化農地の場合

農地法第 4 条、または農地法第 5 条の届出が必要です。届出が受理されると転用ができるようになります。

(2) 生産緑地の場合

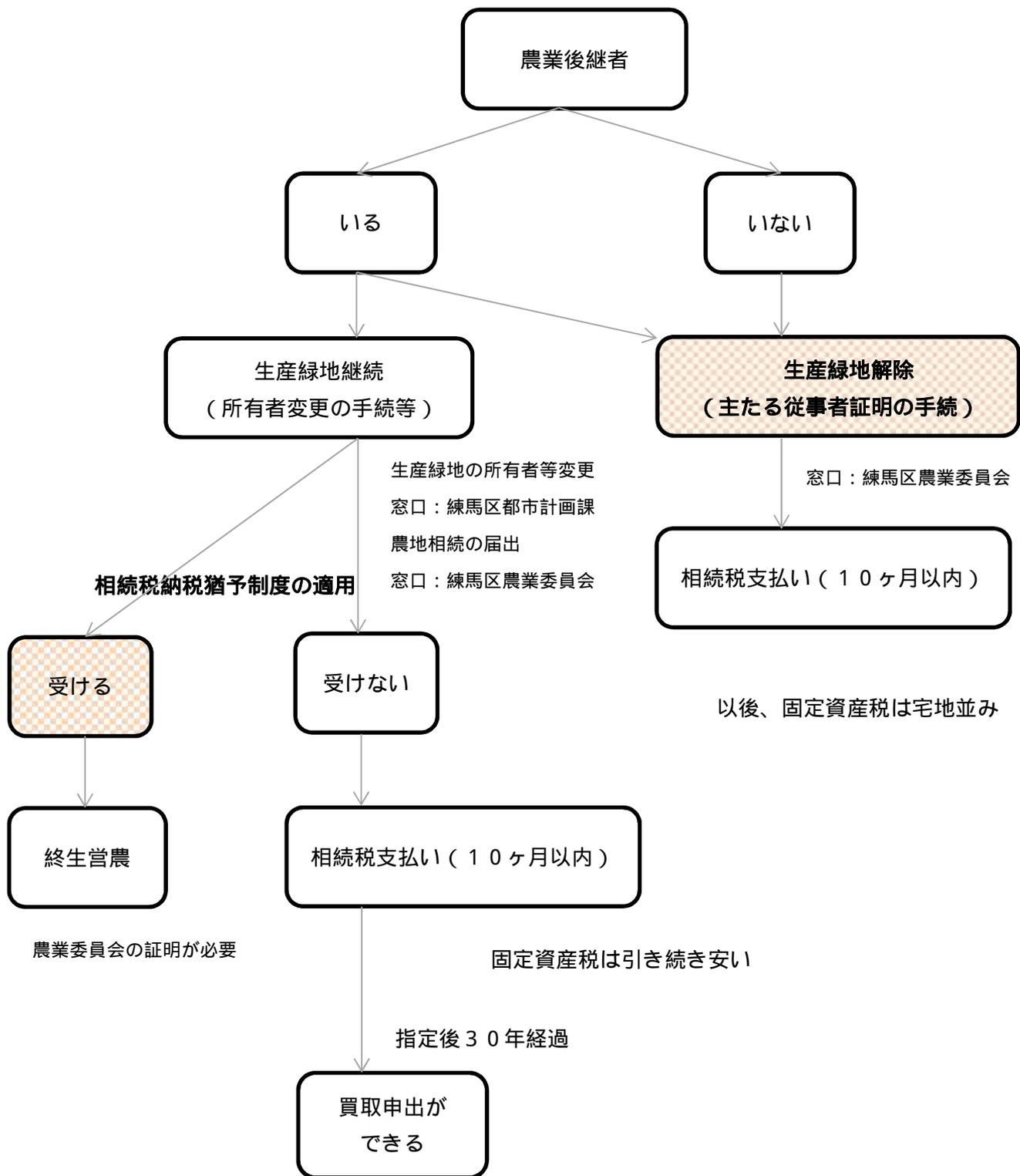
生産緑地は、指定された時から農地としての保全義務があるため、他の用途に転用することができません(行為制限)。このため、農地以外に転用する場合は、生産緑地の行為制限を解除する必要がありますので、相続の発生から 1 年以内に農業委員会で被相続人の方について、生産緑地に係る農業の主たる従事者証明書^(5)をお取りください。その後、練馬区長に生産緑地の買取申出を行うこととなります。区に買取申出を行うと、1 か月以内にその生産緑地を区が買い取るかどうかの判断がされます。区が買い取らなかった場合、申出を行った日から 3 か月を経過するまでの間、地域の農業者に申し出を行った農地が斡旋され、斡旋の期間が経過すると行為制限が解除されますので、(1)の農地法第 4 条、または農地法第 5 条の届出を行って転用することができます。

用語の解説

- 1 納税猶予 ・ ・ ・ 農業を継続できるよう、相続税に配慮がなされている制度。相続税の納税額が少なくなるが、その農地で将来とも農業経営を行っていく義務が生じる。
- 2 生産緑地 ・ ・ ・ 都市計画で定められた、農地等として管理しなければならない一団の農地。
- 3 適格者証明 ・ ・ ・ 納税猶予の適用を受けるため、相続人が相続開始から10か月以内に農業経営を開始し、その後も引き続き農業経営を行う、と認められることにつき農業委員会が発行する証明。
- 4 転用 ・ ・ ・ 農地を農地以外の土地に利用すること。
- 5 主たる従事者・ ・ ・ 農業経営における中心的な働き手、もしくは農業経営に欠くことのできない者であった（である）ことにつき、農業委員会が発行する証明。

詳細については、農業委員会事務局へお問い合わせください。

生産緑地所有者に相続が発生した場合の流れ



（ 生産緑地解除または 相続税納税猶予の適用 ）は、それぞれ、

相続発生から 1年以内 10ヶ月以内

に手続を済ませる必要がありますので、お早めに農業委員会事務局へご相談ください。

手続きのご案内

届出の種類	対象者	いつまで	手続きの窓口	問い合わせ先
農地法第 3 条の 3 第 1 項の届出	農地を相続したすべての方	相続発生日から 10 か月以内	農業委員会事務局の窓口へ必要な書類を提出してください。	農業委員会事務局 03-5984-1398
相続税納税猶予に関する適格者証明書	納税猶予の適用を受けようとする方	相続発生日から 10 か月以内	証明が必要になる月の農業委員会の開催日の 20 日前までに農業委員会事務局へ必要な書類を提出してください。	農業委員会事務局 03-5984-1398
生産緑地に係る農業の主たる従事者証明書	生産緑地の行為制限の解除を行おうとする方	相続発生日から 1 年以内	証明が必要になる月の農業委員会の開催日の 20 日前までに農業委員会事務局へ必要な書類を提出してください。	農業委員会事務局 03-5984-1398
生産緑地買取申出申請書		主たる従事者証明書を取得してから 2 年以内	都市農業課の窓口へ必要な書類を提出してください。	産業経済部都市農業課 03-5984-1398
農地法第 4 条 農地法第 5 条 (転用届)	農地を転用しようとする方	農地転用を行う前に	農業委員会事務局の窓口へ必要な書類を提出してください。	農業委員会事務局 03-5984-1398
生産緑地地区に関する報告書	生産緑地を継続しようとする方		都市計画課の窓口へ所有者等の変更について必要な書類を提出してください。	都市整備部都市計画課 03-5984-1544